

平成28年5月20日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

プール水の流失事故において原因者に損害の賠償を求める請求権の行使を怠っているとしてその行使を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	山 加 朱 美
同	吉 倉 正 美
同	友 淵 宗 治
同	筆 谷 勇
同	岩 田 喜美枝

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

平成28年4月1日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 請求の対象職員

教育庁高等学校教育課 (担当 X係長)

又は都立多摩科学技術高等学校長 Y

イ 財務会計行為

前記高等学校において、平成27年6月8日にY校長が発見した同校プールのバルブ締め忘れによる溢水事故による水道代約1,600トン、約116万円を都の支払部署において平成27年6月ころに水道局に対し支払った財務会計行為

ウ 行為の違法の理由

学校プール溢水事故は時折発生するところ、右記の事故の責任はプール給排水バルブの締め忘れであり、その業務を行う職員の重過失であり、締め忘れた

職員が個人責任で弁済すべきものであり、裁判例もある。これを住民が放置すると、本件水道代を、関係のない都民に振ることは責任転嫁であり、許されるものでない。

エ 都に生じた損害

請求者は上記事件を新聞記事で知り、Y校長、Z副校長、前記X係長に対し、適切な措置を求めること10度以上に及ぶところ、彼等は「調査中」と逃げるばかりで、らちが明かない。都に生じた損害は、前記116万円と推認される。

(2) 措置請求

前記水道料金116万円を都民に振るのでなく、重過失を犯した同校保健体育教員2名で負担させるようとの措置

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

平成 27 年 6 月 8 日に発見された都立多摩科学技術高等学校（以下「本件高校」という。）でのプール水の流失事故（以下「本件事故」という。）において原因者に損害の賠償を求める請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とした。

2 監査対象局

教育庁を対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 27 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、本件請求の趣旨を補足した。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、監査対象局の職員を立ち会わせた。

また、同日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち合わせるとともに、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。

請求人は、あらためて、本件事故における損害額の全額を原因者に請求するよう求めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 都立学校におけるプール水の管理について

ア 平成24年9月5日付24教学高第1015号「プール水等の適正な管理について（通知）」（以下「本件通知」という。）

教育庁では、本件通知により、都立学校に対して、プール水の適正な管理についての改善方策や留意事項を通知しており、その主な内容は以下のとおりである。

(ア) 管理責任の明確化

原則として保健体育科教員の中から校長がプール管理責任者を指定し、プールの管理責任について明確にする。プール管理責任者の業務は、給水の開始・終了に関する報告の確認、学校休業日の前日における止水の確認等である。

(イ) プール日誌を活用したプール水管理の徹底

プール日誌を使用して、給水を行う者の氏名、給水開始・終了予定時刻、給水開始・終了時の具体的作業等について、プール管理責任者及び経営企画課（室）長に報告し確認を受ける。

(ウ) 複数の教職員による確認の徹底

- a 原則として給水作業者が、プール日誌の該当欄に確認事項を記入する。
- b 給水を開始する際は、プール日誌の該当欄に確認事項を記入の上、プール管理責任者及び経営企画課（室）長に報告し、双方の確認印を受ける。双方の確認印を受けるまで、絶対に給水を開始してはならない。

なお、プール日誌の「プール水給水に関する確認欄」には、給水開始前に、給水作業者の氏名、給水の目的、給水予定量、バルブ操作、スイッチ切替等の具体的作業内容、給水開始・終了予定時刻を記入することとされており、注意事項として、「プール管理責任者及び経営企画課（室）長（代理可）双方の確認印を受けることなく給水を開始することはできない。」との記載がある。

- c 給水の終了後は、給水口の止水状況を目視により確認し、プール日誌の該当欄に確認事項を記入の上、プール管理責任者及び経営企画課（室）長に報告し、双方の確認印を受ける。

なお、プール日誌の「プール水給水に関する確認欄」には、給水終了後は、給水終了時刻、バルブ操作、スイッチ切替等の具体的作業内容、給水停止の目視確認者の氏名、プール棟（機械室を含む）施錠確認を記入することとされている。

- d プール管理責任者又は経営企画課（室）長は、給水終了予定時刻を過ぎても給水終了に関する報告がない場合、作業員に対して必要な確認を行い、不必要な給水を防止する。
- e プール管理責任者が不在の場合は、あらかじめ、代理の者を指定し、代理の者が作業員からの報告を受けるとともに、確認印を押印できる。
- f 経営企画課（室）長が不在の場合は、あらかじめ、行政職員の中から代理の者を指定し、代理の者が作業員からの報告を受けるとともに、確認印を押印できる。

なお、土日等により行政職員が不在の場合における経営企画課（室）長の代理は、作業員以外の教育職員（副校長を含む。）とすることができる。

（エ）保健体育科内での最終退庁者による現場点検の徹底

- a 原則として保健体育科内での最終退庁者は、プール使用期間中毎日、プールの給水バルブや各種機器類のスイッチ等の状況を点検した上で、給水口から水が出ていないことを目視で確認する。
- b 学校休業日は、水道水等流失事故の被害が拡大する。学校休業日の前日には、保健体育科の最終退庁者の他、プール管理責任者又はその代理の教職員も同様の点検を行う。
- c ここでいう最終退庁者とは、保健体育科等プールを管理する教科又は分掌等の中での最終退庁者であり、学校施設における最終退庁者のことではない。

（オ）日々検針の継続

各校においては、今後も日々検針を継続し、異常数値有無の確認を徹底する。

イ 平成24年9月10日付24教学高第1088号「プール水等の適正な管理について（通知）」

教育庁では、同通知において、本件通知におけるプール水の適正な管理についての改善方策を再周知するとともに、「水道等メータ日々検針の継続による異

常使用量の早期発見」として、主に以下のとおり通知している。

- (ア) 検針結果は、必ず前回検針データとの差し引きを算出し、日々の使用量として把握すること。
- (イ) 前日や前年同時期の使用日量との比較、検証を行うこと。
- (ウ) 光熱水費担当者は、検針データ及び使用量を経営企画課（室）長に日々報告すること。
- (エ) 異常数値を確認した場合は、直ちに増加原因の特定を行うこと。

ウ 平成27年5月7日付27教学高第193号「プール水等の適正な管理について（通知）」

教育庁では、同通知において、都立学校に対して、本件通知において示された留意点に基づき、プール水等流失事故防止策を再度見直した上で、校内の全教職員に周知徹底するよう通知している。

また、周知後には、所定のチェックシートを活用し、各校において事故防止策の実施状況を点検することとしている。

(2) 本件高校におけるプール水の管理について

ア 本件高校では、平成27年度は、保健体育科に4名の主任教諭がおり、本件通知に基づき、そのうち1名が校長（以下「本件校長」という。）からプール管理責任者に指定されていた（以下、当該プール管理責任者たる主任教諭を「本件プール管理責任者」といい、他の3名の主任教諭をそれぞれ「A主任教諭」、「B主任教諭」及び「C主任教諭」という。）。

イ 本件高校には、経営企画室があり、平成27年度は、経営企画室長（以下「本件経営企画室長」という。）が当該室を統括しており、光熱水費を担当する主事（以下「本件主事」という。）が配置されていた（以下、上記7名の教職員を総称して「本件関係教職員」という。）。

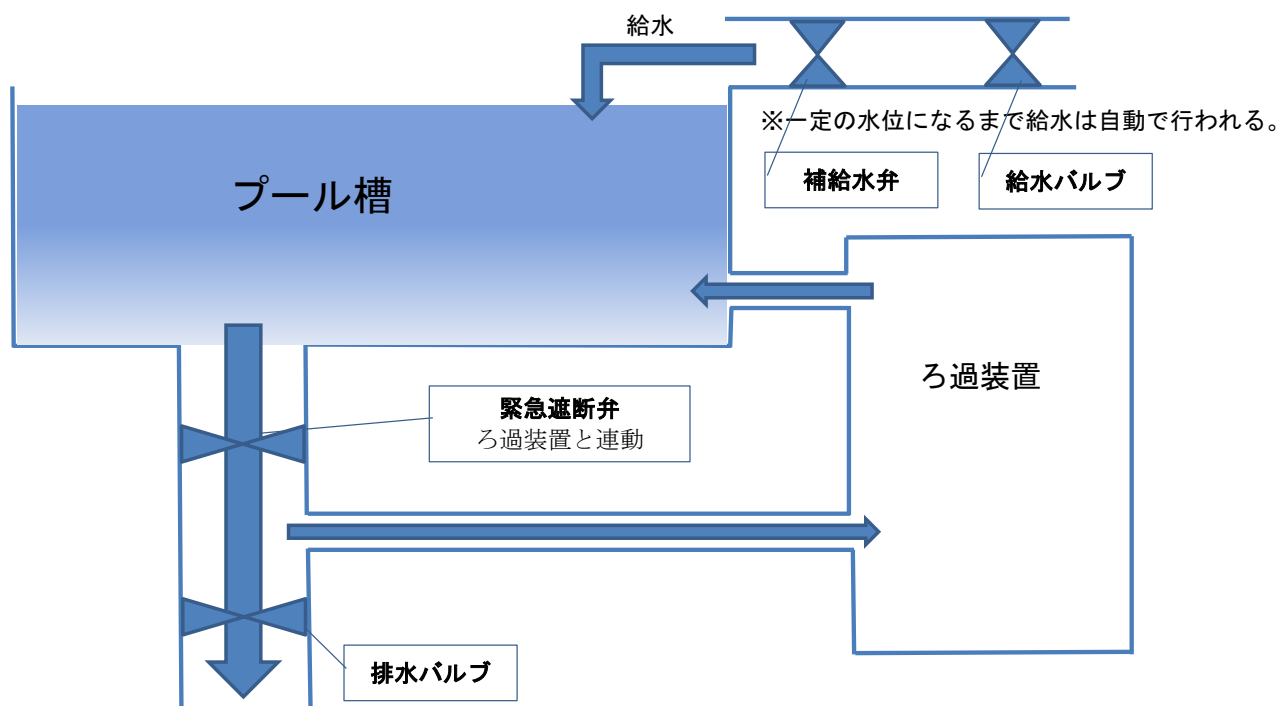
ウ 本件高校では、本件通知に定められたプール日誌は、プール開き以降に作成する慣行となっていた。

また、プールの給排水作業に際して、各バルブ、各種機器類のスイッチ等についての具体的な作業手順やプール日誌の記載のしかたが定められてはいなかった。

(3) 本件高校のプールの給排水について

本件高校のプールの給排水は、図1のと通りのしくみとなっている。

(図1) 本件高校のプールの給排水のしくみ



給水バルブは、プールのある建物外にあり、手動でのみ開閉する。

補給水弁は、プール機械室内のろ過装置制御盤（以下「制御盤」という。）で操作し、通常は「自動」に設定することで、一定の水位になるまで自動に給水される。また、手動で開閉することもできる。

緊急遮断弁は、制御盤で操作し、通常は「自動」に設定することで、ろ過装置の稼働に連動して開き、ろ過装置にプール水が流れるようになっている。なお、手動で開閉することもできる。

排水バルブは、プール機械室入口の階段下にあり、這うようにしてしか入れない入口から入った内側（採光はなく、右手方向に数本の配管を過ぎた奥）にあり、手動でのみ開閉する。

プールへの給水は、給水バルブを手動で開け、さらに制御盤で補給水弁を開けることでなされる。一方、プールから排水管への排水に関しては、排水バルブを手動で開け、さらに制御盤で緊急遮断弁を開けることでなされるしくみになっている。

給水バルブ及び排水バルブが開いており、補給水弁及び緊急遮断弁が「自動」

に設定されている場合、ろ過装置が稼働中は緊急遮断弁が開いているため、プール水が排水管へ排出され、下がった水位の分だけ給水がなされることとなる。

(4) 本件事故の経緯について

関係資料の調査等によれば、本件事故の経緯は表1のとおりである。

(表1) 本件事故の経緯

日時	経緯
5月20日(水)	
午後2時30分頃	A主任教諭は、清掃準備のため給水バルブを開けた。
午後7時頃	A主任教諭は、プールの水位が30センチメートルになったところで、制御盤の操作で補給水弁を閉めた。
5月22日(金)	
午後1時30分頃	本件プール管理責任者、A、B及びCの各主任教諭と本件高校生徒約50名がプール清掃を実施した際、A主任教諭は、汚れた水を排出できるよう排水バルブを開けた。
午後2時頃	B主任教諭は、プール清掃で使用する水をプールに少しずつ給排水するため、制御盤の緊急遮断弁の操作で排水を、制御盤の補給水弁の操作で給水を、手動で行った。
午後3時30分頃	B主任教諭は、給水終了後に、制御盤の操作で緊急遮断弁を閉めた。
午後3時50分頃	B主任教諭は、プールサイドで、A主任教諭に、排水バルブを間違いなく閉めたか何度も確認し、閉めたという返答を受けた。(注1)
午後4時頃	B主任教諭は、プールに水を溜めるため、制御盤の操作で補給水弁を開け、給水した。
5月28日(木)	
午後	C主任教諭は、プールが満水になったので、制御盤の操作で補給水弁を閉めた。

日時	経緯
6月1日(月)	
午前11時10分頃	ろ過装置点検業者がろ過装置の点検を行い、点検終了後、ろ過装置を稼働させるため、制御盤の緊急遮断弁等のスイッチを全て、本来の設定である「自動」にした。
6月1日(月)午前11時10分頃以降6月8日(月)までの間	<p>排水バルブが開いている状態で、補給水弁及び緊急遮断弁が「自動」となっていたため、プール水が排水管へ排出され、給水が継続的に行われた。</p> <p>この間、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件プール管理責任者は、プール管理責任者として、本件通知に定められた点検・確認（注2）を行わなかった。 ・A、B及びC主任教諭は、最終退庁者として、本件通知に定められた点検・確認を行わなかった。 ・本件主事は、建物清掃委託業者から、1日2回、水道メーターの検針データを水道メーター検針管理簿で報告を受けたが、前回検針時の数値との差が、プールが満水になる前よりも大きくなっているにもかかわらず、数値が異常数値であることに気づかず、数値増の原因を特定せず、本件経営企画室長へも報告しなかった。 ・本件経営企画室長は、検針データ等を毎日確認しなかった。
6月8日(月)	
午後3時45分頃	本件校長は、プール開きの際、プール給水口から水が出ていることに気づき、A主任教諭にプールの確認を指示した。
午後5時30分頃	本件主事は、排水バルブが開いていることに気づき、閉めた。

- (注) 1 A主任教諭は、プール清掃を終了した午後3時40分頃、排水バルブを閉めたと主張している。
- 2 「本件通知に定められた点検・確認」とは、「プールの給水バルブや各種機器類のスイッチ等の状況を点検した上で、給水口から水が出ていないことを目視で確認する」ことをいう。以下同じ。

2 監査対象局の説明

(1) 請求に係る事故発生の概要及び経緯

ア 請求に係る事故の概要

請求に係る事故は、平成27年6月1日（月曜日）から同年6月8日（月曜日）までの間、東京都立多摩科学技術高等学校（東京都小金井市本町6-8-9）において、同校武道棟の屋上に設置されているプールの排水バルブが「開」き続けていたため、プールへの給水が継続的に行われ、水道水約1,643立方メートルが流失したものである。

イ 本件事故に係るプール施設の構造について

事故の経緯を述べる前に、本件事故に係るプール施設の構造等について説明する。本件プールは、同校武道棟3階屋上に設置されている。プールへの給排水に係る設備等は次のとおりである。

(ア) 給水方法

地中配管から補給水弁を経てプール槽の給水口から給水される。給水は自動で行われるため、給水弁は操作せずとも、プール使用中は一定の水位が維持される。

(イ) 排水方法

排水バルブを手動で開くことにより、排水口から排水バルブを経て排水管へ排水される。

(ウ) ろ過方法

排水経路上、排水バルブよりの手前プールに近い場所にろ過装置及び緊急遮断弁がある。ろ過装置はプール水を循環させ、毛髪等のごみを除去するための装置である。緊急遮断弁とは震災等の災害時に、排水管等の破損による漏水などを防ぐため、手動でバルブを閉めるか、または、制御盤のスイッチにより、出水口をプール水の直下で緊急遮断して、貯えた水の流出を防ぎトイレ水等に使用できるようにするものであり、ろ過装置と連動した自動開閉となっており、ろ過装置が稼働している状況では「開」いている。

(エ) 機械室等

プール槽の脇にプール機械室建屋があり、建屋内にプール水のろ過装置及びその制御盤が設置されている。

緊急遮断弁及び排水バルブ（弁）はプール槽の底の下に設置されている。

排水バルブの開閉及び緊急遮断弁を手動で開閉する際には、機械室入口の階段下の入口から扉を開け、這うようにして中に入り、懐中電灯を照らして場所を確認しながら同バルブのハンドル等を操作する。

ウ 事故の経緯

平成27年5月22日（金曜日）、同校保健体育科A主任教諭は、プール清掃のためにプールの水を排水するため、排水バルブを開けた。同校保健体育科B主任教諭は、プール清掃で使用する水をプール内から少しずつ排水するため、プール槽と排水バルブの間にある緊急遮断弁の開閉を手動で行い、プール清掃後に緊急遮断弁を閉じた。なお、5月22日（金曜日）から6月8日（月曜日）までの間、排水バルブが閉まっていることは、どの教職員も確認していない。また、A主任教諭は同日の作業後、排水バルブを閉めたと主張しているが、その後、排水バルブが閉まっていることを現認した教職員はいない。

同年6月1日（月曜日）プール水ろ過装置の点検業者が来校し、点検を行った後、ろ過装置を運転するため、「閉」になっていた緊急遮断弁を、同業者は本来の位置である自動開閉に戻した。緊急遮断弁を自動開閉にした6月1日（月曜日）から6月8日（月曜日）までの間、排水バルブが開いており、水が排水される状態であり、自動的に給水が開始されたため、水の流失が発生した。6月8日（月曜日）、本件校長が同プールの給水口から水が流れ続けていることに気づき、本件校長がA主任教諭に確認を指示した。同日夕刻、本件主事が排水バルブを閉めるまで、水が流出していた。

エ 本件事故に係る損害について

本件事故の1年前の同時期の平成26年6月から7月分までの水道使用量及び水道料金がそれぞれ929立方メートル、58万6,444円であったのに対して、本件事故が発生した平成27年6月の水道使用量及び水道料金がそれぞれ2,572立方メートル、174万5,542円であったことから、本件事故による水道水の流失量は1,643立方メートル、流失した水道水に係る水道料金は115万9,098円、1万円単位で整理し、116万円であると推定した。

(2) 損害賠償請求について

ア 公務員の個人的責任について

使用者が被用者に対して損害賠償又は求償の請求を行うことに関して、昭和51年7月8日最高裁判決は、石油等の輸送および販売をなりわいとする使用

者が、業務上タンクローリーを運転中の被用者の惹起した自動車事故により損害を被った場合において、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。」とし、被用者の加害行為により損害を被った場合の被用者への損害賠償請求は、「信義則上相当と認められる限度」で認められるものとしている。

また、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」としている。その上で、同条第2項は、前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」としている。この条文において、公務員個人への求償について、公務員の「故意又は重過失があったとき」としているのは、公務員の個人責任を認めることで、公務員が公務の執行を躊躇し、公務の果敢な執行の障害となる等の弊害が生ずるおそれがあるためである。平成6年9月6日東京地裁判決において「公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者がその違法性を認識していたような事案については該当しないものと解するのが相当」として、そうした事案については上記のような弊害が「何ら発生するおそれがない」とし、そうした事案に当たらない場合には個人への求償に消極的な姿勢を採っているのである。

上記判例や国家賠償法の趣旨も踏まえると、法第242条第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」について、公務員個人に対する損害賠償請求及び求償に慎重な検討を要することは言うまでもない。

イ 本件事故における関係教職員への損害賠償請求について

本件高校における本件事故に係る関係教職員への損害賠償請求についても、以上のような法の趣旨や判例などを踏まえ、検討する必要がある。

教育庁は、本件事故について次のとおり検討し、対応することとした。

教育庁は、平成22年度に発生したプール水流失事故以降、都民から厳しい声が寄せられたことも踏まえ、都民の信頼を回復すべく、教職員のプール水の管理意識の向上を図るため、平成24年9月に再発防止の通知や学校で措置すべき手順を具体的に示して発出した。具体的には、校長がプール管理責任者を指定し、管理責任を明確にし、プールの管理業務にあたらせることとしたり、プール日誌を活用したプール水の管理の徹底を周知した。

それにもかかわらず平成27年6月に本件事故が発生したものである。当然、本件に対して都民から同様の厳しい声が寄せられている。本件事故においては、本件高校のプール管理に関わる教職員が、上記通知等に示した報告や確認等を適切に行わなかったことにより、結果としてプール水の流失を発生させ、116万円という多額の損失を都財政に与えたものである。このことは、プール水流失事故の再発防止に取り組んでいた直後に起きた事故であり、また、周知徹底を図った後に発生した数件のプール水流出事故と比較して注意義務違反の度合いが大きいと判断できることから、その責任を問わざるを得ない。

そこで、教育庁は平成28年4月、本件事故については、民法（明治29年法律第89号）第709条の不法行為及び同法第719条の共同不法行為を根拠として、関係教職員に対して上記「信義則上相当と認められる限度」において損害賠償を請求すべき事案であると判断した。

(3) 損害賠償請求の対象範囲及び請求額について

教育庁は、本件事故について、平成28年4月15日、流失による損害額（前年同月の水道料金との差額）116万円の50%に相当する58万円を損害賠償請求すべき金額として、本件関係教職員に対し、納入期限を同年4月28日と定め、賠償請求を行い、すでに全額納付されたところである。

請求にあたっての対象範囲及び賠償請求額の考え方は次のとおりである。

ア 対象範囲

プールの管理について、教育庁は前述の通知等に基づき、組織として適切に管理することとしている。したがって、本件事故について、直接給排水の操作を行った教職員のみには責任があるとするのは妥当ではない。流失の結果については、プールの管理に関わる関係教職員が連帯して負うべきものである。また、本件校長は、学校施設の管理者として責任及び教職員の管理監督責任を負うべきものである。こうした考え方から、本件事故においては本件校長を含めた関係職員計7名に対して損害賠償請求を行うこととした。

イ 賠償請求額

前述の昭和51年7月8日最高裁判決においては、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。」とし、また「使用者が業務用車輛を多数保有しながら保険に加入せず、また当該事故は被用者が特命により臨時的に乗務中生じたものであり、被用者の勤務成績は普通以上である等の事実関係のもとでは、使用者は、信義則上、右損害のうち4分の1を限度として、被用者に対し、賠償および求償を請求しうるにすぎない。」と判示している。また、都内他自治体においては、この判例や顧問弁護士との協議により、プール水の流失事故において25%から75%までの割合で損害賠償請求を行っているとの情報提供を受けている。

教育庁では、従前、プール水の流失について関係教職員への損害賠償請求を行った事例はない。しかし、本件事故は、前述のとおり再発防止の通知や学校で措置すべき手順を具体的に示して発出するなど、都立高校全体で都民の信頼を回復すべく取り組んでいたにもかかわらず、それらに基づく管理が適切に行われなかったことにより発生したものである。教育庁としてはその責任は重く捉える必要がある。したがって、上記最高裁判例による、25%を超える割合での損害賠償請求を行う必要があると考える。

一方、平成7年5月に発生した小金井市におけるプール水流失事故に関する損害賠償請求にかかる住民訴訟に対する、施設管理員に対する損害額の8割に当たる賠償請求を認容した地裁判決（平成9年3月13日）があるが、同判決においては、プール給水に関することが施設管理員の職務であり、同施設管理員が施設管理員としての「基本的な注意義務」に違反した、プールの注水状況が前任者からの申送り事項であったにもかかわらずこれを失念し、申送り事項を聞き流したことと同様に評価し得べき重大な注意義務違反であるとした。ただし、最初の巡視時以後、申送り事項を想起すべき契機がなかったことや、給水中であることが分かるような表示をする等の措置がなかったこと、他に職

務遂行上の落ち度がないことから、信義則上 8 割に相当する額を賠償すべき損害としたものである。

本件事故における、本件関係教職員はプールの管理に関してそれぞれ責任を負っているものの、当該管理業務を主たる業務として分担しているものではない。もっとも、そうであったとしても各自の役割、責任を適切に果たすべきことは当然であるが、損害賠償という点においては一定の考慮をせざるを得ないものである。たとえば、本件プール設備においては、排水の原因となった排水バルブや緊急遮断弁がプール槽の底の下にある。これは、ろ過装置等他のプール設備の多くがプール槽横のプール機械室建屋にあるのと異なっており、同バルブ等の開閉状況はプール槽脇の階段下の入口から這うようにして入って確認しなければ確認できない。また、同校プールにおいては自動給水システムを設備に導入しており、一定の水位まで自動的に給水が行われるようになっている。このため、給水・止水状況の確認は必要ないという誤った認識を本件関係教職員に与えてしまった状況もある。

以上のように、プール管理を主たる業務としない教職員が、流失状況の確認が容易にできない設備状況の下で流失の把握が遅れたことが損害の拡大を招き、また、排水バルブが開いていた原因も特定できない状況にあるなどから、前述の最高裁判例における「施設の状況」「被用者の業務の内容」等に鑑み、本件事故にかかる損害は都教育委員会と過失の当事者とが、50%ずつを分担することが適当であると考えたものである。

(4) まとめ

以上のおり、教育庁は本件請求に係る事故について、本件事故の都立学校に対する信頼への影響を重く見るとともに、公務員の個人的責任に係る判例や法令の趣旨を踏まえた結果として、プールの管理に係る本件関係教職員に対して損害額の50%について損害賠償請求を行うことが適当であるとして請求を行い、適切に対応したところである。

3 判 断

本件請求において請求人は、本件事故において原因者に損害の賠償を求める請求権の行使を怠っているとして、その行使を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 損害賠償責任について

ア 損害の賠償責任について

本件事故について、以下の（ア）から（カ）の点が認められる。

（ア）本件高校においては、平成27年のプール使用に際し、本件事故に至るまで、本件通知に定められたプール日誌を活用したプール水の管理が行われていなかった。

また、本件校長は、この間のプール日誌の作成について指示をしていなかった。

（イ）本件校長は、平成27年5月7日付け27教学高第193号「プール水等の適正な管理について（通知）」により、本件通知において示された留意点に基づき、プール水等流失事故防止策を再度見直した上で、全教職員に周知徹底するよう通知されていたが、対応していなかった。

また、周知後に行うこととされていた所定のチェックシートを活用した事故防止策の実施状況の点検も行っていなかった。

（ウ）プールへの給水の開始及び終了に際して、本件高校においては、プール開きまでの間、本件プール管理責任者及び本件経営企画室長への報告・確認のないまま、給水作業が行われていた。

具体的には、平成27年5月22日にB主任教諭が補給水弁を開けた際、また、同月28日にC主任教諭が補給水弁を閉めた際も、両主任教諭は、排水バルブの確認も含め、バルブ操作やスイッチ切替等の具体的作業内容をプール日誌に記載せず、本件プール管理責任者及び本件経営企画室長への報告・確認を怠った。

（エ）平成27年6月1日のろ過装置点検以降、本件プール管理責任者は、プール管理責任者として本件通知に定められた点検・確認を怠った。

（オ）平成27年6月1日のろ過装置点検以降、A、B及びC主任教諭は、最終

退庁者として本件通知に定められた点検・確認を怠った。

(カ) 本件主事は、本件通知及び平成24年9月10日付け24教学高第1088号「プール水等の適正な管理について（通知）」に定められた、異常な検針データの確認、増加の原因の特定及び本件経営企画室長への報告をせず、本件経営企画室長も、検針データ等を毎日確認しなかった。

本件事故は、本件通知等に基づき本件関係教職員が、これらのプール水流失事故防止策を行うべきところ、これを行わなかったことから生じたものである。

したがって、本件事故において、本件関係教職員は、本件通知等に定められた注意義務に違反しており、本件事故によって生じた都の損害に対し、賠償責任を負っていると認められる。

イ 根拠法令について

平成9年3月13日東京地裁判決によれば、公立学校のプール水の溢水事故において、水道水は法第243条の2第1項にいう占有動産ということとはできず、また、プールに注入された水道水を、同項にいう使用しているということとはできない、とされ、職員の賠償責任は、同項ではなく、民法第709条に基づいて規律される、とされている。

したがって、本件事故においては、本件関係教職員は、同条（共同して損害を加えた場合は民法第719条）に基づく賠償責任を負うものと認められる。

(2) 損害額について

本件事故において流失したプール水量は、教育庁では、流失事故のなかった前年同時期(平成26年6月及び7月)のプール系統の水道使用量との差で推計し、1,643立方メートルとしている。

しかしながら、本件高校の水道メーター検針管理簿によれば、プール水が流失していたと認められる期間(平成27年6月1日午前11時10分頃以降、同月8日午後5時30分頃まで)のプール系統の検針データの合計は1,730立方メートルとなっており、本件事故において流失したプール水量は、1,730立方メートルと推認するのが妥当である。

したがって、同水量に相当する損害額は、121万8,601円と認められる。

(注) 損害額の算出方法

平成27年6月及び7月の 上下水道料金及び使用量 1,745,542 円 (2,572 m ³)	-	本件事故がなかった場合の 上下水道料金及び使用量 526,941 円 (842 m ³)	=	本件事故の流失水量分の 上下水道料金及び使用量 1,218,601 円 (1,730 m ³)
---	---	---	---	--

(3) 損害賠償請求権の行使について

ア 賠償における信義則について

使用者は、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきであるところ（最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁）、この理は、普通地方公共団体とその職員との関係にも当て嵌まるものと解するのが相当である、とされている（平成25年2月27日大阪高裁判決）。

イ そこで、本件事故において賠償における信義則について検討すると、まず、教育庁は、本件関係教職員は、プールの管理に関してそれぞれ責任を負っているものの、プールの管理を主たる業務としているものではないと主張する。

しかしながら、本件関係教職員は、本件通知をはじめ、各種通知において、プール水の管理に責任を負うよう定められており、再三の周知徹底が求められていたにもかかわらず、本件事故を起こしているものである。

一方、①本件通知等は、事故防止策としてプールの給水作業に主眼が置かれているが、本件高校のような自動給水システムが導入されている場合が十分に想定されていないこと、②自動給水システムにおいて最も重要な点検項目であると考えられる排水バルブについて、本件通知等にはその点検方法が明確に示されていないこと、③本件高校のプールの排水バルブは、プール機械室入口の階段下の入口から這うようにして入った内側（採光はなく、右手方向に数本の配管を過ぎた奥）にあり、排水バルブが閉まっているかいないかが、日々の点検において容易には確認できるようになっていないにもかかわらず、当該排水バルブが閉まっていないことを示すランプや警報等も備わっていないこと、

④本件高校では自動給水システムを導入しているため、給水口から給水がなされていることを教職員が見ても、その原因が排水バルブが開いているためであることが直ちに判断できないことなどの事情が認められる。

ウ 以上の事情に照らすと、本件事故において、本件関係教職員は一定の賠償責任は免れないことはいうまでもないが、損害の公平な分担という見地からすると、損害額の全額を本件関係教職員に負担させることは相当とは解されない。

請求人は、本件事故において損害の全額の賠償を求める請求権の行使を怠っているとしているが、上記のとおり、これは相当とは解されないことから、請求人の主張には理由がない。

ところで、本件事故は、教育庁において、過去に発生したプール水流失事故の再発防止を図るため、各都立学校に対し、プール水の適正管理について再三周知・徹底を図ってきたにもかかわらず発生したものであり、極めて重大である。

本件事故を受けて、教育庁では、再発防止策として、平成28年3月に、これまでに発出したプール水の管理に係る通知類を、「プール水等の適正管理マニュアル」としてとりまとめ、全都立学校に常備するとともに、全教職員に対するプール水の適正管理について周知徹底の強化を図ったところであるが、これまでの経緯も踏まえると、当該マニュアルの周知徹底のみでは、必ずしも再発防止の実効性が十分に担保されているとは認めがたいことから、別項のとおり意見を付する。

4 結 論

(1) 結論

本件事故において原因者に損害の全額の賠償を求める請求権の行使を怠っているとする請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

教育庁にあっては、各校の実情に合った再発防止策が確実に実施されるよう指導を徹底するとともに、プール水管理における責任をより明確にすることなどにより、プール水流失事故の重大性について全教職員に危機意識を共有させ、事故の根絶を期されたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

第1 請求の要旨

1 請求の対象職員

教育庁高等学校教育課(担当 X係長)

又は都立多摩科学技術高等学校長 Y

2 財務会計行為

前記高校において平成27.6.8にY校長が発見した同校プールのバルブ締め忘れによる溢水事故による水道代約1600トン約116万円を都の支払部署において平成27年6月ころに水道局に対し支払った財務会計行為

3 行為の違法の理由

学校プール溢水事故は時折発生するところ、右記の事故の責任はプール給排水バルブの締め忘れであり、その業務を行う職員の重過失であり、締め忘れた職員が個人責任で弁済すべきものであり、裁判例もある。これを住民が放置すると、本件水道代を関係のない都民に振ることは責任^{てんか}転嫁であり許されるものでない

4 都に生じた損害

請求者は上記事件を新聞記事で知り、Y校長、Z副校長、前記X係長に対し適切な措置を求めること10度以上に及ぶところ、彼等は「調査中」と逃げるばかりでらちが明かない 都に生じた損害は前記116万円と推認される

5 措置請求

前記水道料金116万円を都民に振るのでなく、重過失を犯した同校保健体育教員2名で負担させるようとの措置

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人情報（個人の氏名）については非表示とした。)

事実証明書

都のホームページに掲載された平成27年7月22日付けの「都立高等学校におけるプール水の流失事故について」と題する教育庁の報道発表資料の写し